

## 令和5年度 第3回広島県教科用図書選定審議会 議事録

1 開催日時 令和5年8月1日（火）14：30～16：30

2 開催場所 広島県自治会館 101会議室

3 出席者 17名

4 欠席者 3名

5 内 容

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 事務局                         | <p>(本会議の進行及び資料について説明)</p> <p>この選定審議会の傍聴及び議事録の公開については、第1回選定審議会の際に、第3回は非公開とし、議事録のみ公開することを確認済みである。</p>   |
| 会 長                         | <p>それでは議事に入る。</p> <p>令和6年度に県立特別支援学校の小学部において使用する教科用図書の選定状況について、事務局から説明をお願いします。</p>   |
| 事務局<br>(特別支援<br>教育課担<br>当者) | <p>資料1の1ページを用いて教科書採択のスケジュールについて説明する。県立義務教育諸学校の欄を御覧いただきたい。県立特別支援学校では、採択基本方針に基づき、5月以降、各校に教科書選定会議を設置するとともに、選定資料に基づき調査研究を行った。各校は選定した教科用図書について、採択申請書及び選定理由書を、6月30日までに県教育委員会に提出したところである。県教育委員会の欄を御覧いただきたい。各校から提出のあった採択申請書及び選定理由書の点検を行うとともに、本日、第3回選定審議会でお諮りし、その後教育委員会会議で指揮を受けた後、8月31日までに採択手続を行う。</p> <p>2ページには「令和5年度県立特別支援学校における教科書選定会議の状況」について示している。各校では調査研究の観点に基づき、選定資料や教科書見本等を参考に調査研究を行うとともに、全ての学校で教科書選定会議を設置している。構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものでないことや特定の教科書発行者と関係を有するものでないことを、校長が確認済みである。この会議の開催回数は7月7日現在で、各校を平均すると2.3回となっている。</p> <p>続いて、特別支援学校小学部で使用する「小学校用教科用図書」の選定状況について説明する。</p> <p>3ページには「特別支援学校で使用する小学校用教科用図書の調査研究」について示している。教科書選定に当たり、各校ではこの調査研究の観点に基づき、選定資料や教科書見本等を参考に調査研究を行った。</p> <p>4ページには「令和6年度県立特別支援学校の小学部で使用する教科用図書の選定状況」について示している。表は、横に障害種別の校名、縦に検定済教科書、著作教科書、絵本等の一般図書等、使用する教科書の種類を示している。</p> <p>視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校は、小学校の教育課程に準ずる教育を行っており、検定済教科書を使用する。</p> |

これから障害種別ごとに詳細を説明するが、時間の都合上、特徴的な例を挙げて説明する。

7ページを御覧いただきたい。視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校についてである。

視覚障害特別支援学校では、点字教科書を使用する児童、拡大教科書を使用する児童及び通常の教科書を工夫して使用する児童が在籍するため、点字教科書が発行される教科については原則、点字教科書の原典となる発行者を選定する。

原典となる発行者は、写真や図が多すぎず構成がシンプルであることなど、点訳のしやすさや、弱視児童が使用することを考慮して、文部科学省が決定する。先日、国語は「光村」、社会は「教出」、算数は「大日本」、理科は「東書」、英語は「開隆堂」、道徳は「教出」に決定した旨の事務連絡があり、広島中央特別支援学校では、それらの発行者の教科書を選定している。

音楽、家庭、保健については、点字出版社が一般図書として点字教科書を作成する。原典となる発行者がまだ決まっていないため「未定」としている。

書写、地図、生活、図画工作については、点字教科書が作成されないため、各発行者の教科書を視覚障害の観点で調査研究し、選定している。

9ページの2行目、生活を御覧いただきたい。「学図」を選定している。

(スクリーン提示) 選定理由として、「挿絵や写真が大きく、くっきりしており、情報が整理されていること」「文字が太字で読みやすいこと」としており、弱視レンズ(ルーペ)を使って学習する弱視児童にとって読み取りやすいことを挙げている。

書写、地図、生活、図工においても、色をはっきりしていることや情報が整理されていることなど、視覚障害のある児童が扱いやすい工夫をした発行者を選定している。

次に、聴覚障害特別支援学校である広島南、尾道、呉南特別支援学校についてである。3校は合同で調査研究を行い、聴覚障害に適した教科書を選定している。

資料11ページ、広島南特別支援学校を例に説明する。表の1行目、国語では「光村」を選定している。

選定理由として、「単元の学習の過程が細かく分けて設定されており、学習内容を捉えやすく、見通しをもって学ぶことができること」「巻末の「言葉の宝箱」「図を使って考えよう」では、段階に応じた考えや気持ちを伝える言葉・考え方が取り上げられていること」が挙げられている。

(スクリーン提示) 生活や学習に必要な語彙や表現を豊かにしていく工夫がされている。

表の二行目、書写では「教出」を選定している。

(スクリーン提示) 選定理由として、「穂先の通り道、筆圧等に加え、送筆の穂先の向きまで示されており、視覚的に筆使いのポイントが明確であること」「「めあて」と「振り返ろう」という構造になっていることや「学習の進め方」が記載されているため、学習の流れが捉えやすいこと」を挙げている。

表の一番下の段、地図では「帝国」を選定している。

(スクリーン提示) 選定理由として、「目次で示した色分けが、ページの見出しの色と対応しており、児童が自分で調べやすいこと」「手

|  |   |
|--|---|
|  | <p>話で表す都道府県」の項目があり、興味・関心をもって取り組むことができること」を挙げている。</p> <p>その他の教科においても、視覚情報が豊富であることや学習の課題の流れが分かりやすいなど、聴覚障害のある児童が学習を進めやすい工夫がある発行者を選定している。</p> <p>次に、肢体不自由特別支援学校である広島、福山、西条特別支援学校の選定状況である。これら3校も、肢体不自由の観点から3校合同で調査研究を行い、共通の教科書を選定している。</p> <p>15ページを御覧いただきたい。福山特別支援学校を例に説明する。</p> <p>表の2行目、音楽では「教芸」を選定している。「折込ページ数が少ないこと」「楽器の写真は大きく、手元が大きく示されていること」などを挙げている。</p> <p>表の4行目、家庭では「開隆堂」を選定している。</p> <p>(スクリーン提示) 選定理由として、「調理実習や製作の全体の流れが見やすいように、見開きで大きく横並びになっており、理解しやすいような配置になっていること」が挙げられている。</p> <p>表の5行目、保健では「東書」を選定している。</p> <p>(スクリーン提示) 選定理由として、「ノート欄やかっこ内も広く、上肢の麻痺等で不自由のある児童にとって書き込みやすいこと」など、肢体不自由のある児童が学習しやすいことを理由に挙げている。</p> <p>次に、病弱特別支援学校である広島西特別支援学校の選定状況である。</p> <p>資料16ページを御覧いただきたい。</p> <p>表の5行目、算数では「東書」を選定している。「1～5年生まで上下分冊構成で重量による身的負担が軽減されること」「作図などの複雑な動きを必要とする活動をデジタルコンテンツで行うことができること」が挙げられ、デジタルコンテンツを活用することで児童が試行錯誤して問題に取り組める、としている。</p> <p>資料17ページを御覧いただきたい。表の一行目、音楽では「教芸」を選定している。</p> <p>(スライド提示) 選定理由として、「分身ロボットによるコンサート鑑賞、肢体不自由のある人でも演奏できるピアノの開発など音楽と障害に関する題材が取り上げられていること」が挙げられており、病弱の児童の学習意欲を高めることができると考えている。</p> <p>このように、各校では、県教育委員会が作成した選定資料等や、4年間の使用実績を踏まえて調査研究を行い、選定している。スクリーンで掲示して説明した以外の選定理由は、7ページ以降に示しているので、後程御覧いただきたい。</p> <p>以上で説明を終わる。</p> <p>会 長                    それでは、ただ今の説明について、各学校が児童の実態に応じて適切な教科書を採択しているか、という視点で、10分ほどグループで意見交換を行っていただく。</p> <p>                                 &lt;グループに分かれて意見交換（10分）&gt;</p> <p>会 長                    協議した内容について、各グループから発表をお願いします。</p> |
|--|---|

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| 委員                          | <p>資料1の3ページに書かれている児童の実態に基づいて、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の障害に合わせた選定理由が整理されている。</p> <p>教科書内容も新しくなっており、子供から見て「こんなおもしろいところがあるよ」など、子供から発信できるように作られている。家族と学校も楽しんで学べるような教科書が選定されている。</p>   |
| 委員                          | <p>資料1の15ページ、保健の選定理由2行目に、「ノート欄やかっこ内も広く」と書いてあるが、上肢が不自由な子供にとって書き込む欄が広いと言えるのか。</p> <p>また、どの教科書も二次元コードなど、デジタル教材を活用できるような作りになっているが、それぞれの障害特性に応じてどの程度、デジタルを活用しているのか。デジタル化はいいことだが、どの程度ニーズがあって活用されているのか、という質問があった。</p>  |
| 委員                          | <p>9ページ、生活について、実際に教科書を見ながら協議した。</p> <p>選定理由の分量が限られているので、難しい面はあるが、その発行者の特色ある部分を取り上げてあるとよかった。</p> <p>11ページの国語について、「単元の学習過程が細かく分けて設定されており」とあるが、これは他の発行者にもある。当該教科書の特徴的な特色である、一番後ろの「音声言語によるコミュニケーションを扱った内容が多く取り上げられている」ということを理由の先に示す方がよい。また、巻末資料などもこの発行者にも付いているので、もっと特色ある内容を書く方が、説得力があるのではないか。</p> <p>書写について、穂先の写真はどの発行者も工夫して掲載しているため、「写真が何カ所にあるから多い」ということなど、ここが特色である、ということを示すとよい。</p> |
| 委員                          | <p>全体的には障害に応じた支援ができるような教科書が選ばれている。</p> <p>9ページについて、生活の他の発行者はどうか。イラストのことに触れるなど、特徴が出るような表記にするとよい。</p> <p>11ページの書写について、穂先の向きはどの発行者にもあるので、違いが出るものを加えるとよい。</p> <p>16ページには、デジタルコンテンツについて多く示されている。「デジタルコンテンツが充実している」というのは数が多いということなのか、という質問があった。</p> <p>また、校外学習や実験などに参加しにくい児童にとっては、デジタルコンテンツは有効であると思われるが、社会にはそういった記述がない。そこは大丈夫なのか、という意見が出た。</p>  |
| 会長                          | <p>今の質問等に、事務局から回答をお願いします。</p>   |
| 事務局<br>(特別支援<br>教育課担<br>当者) | <p>保健のノートの欄は広いと言えるのか、という点については御指摘のとおりである。学校が他の発行者との比較により記入したものであるが、肢体不自由で上肢に障害のある児童が、教科書に直接書き込むことができる場合もあれば、できない場合もあると想定される。</p> <p>選定理由の書き方について、特徴的で説得力があるか、という点で十分でない部分がある。いただいた御意見を踏まえて、修正することとする。</p> <p>デジタルコンテンツの使用頻度について、単元等によって活用状況は</p>  |

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
|                                       | <p>異なると思われるが、具体的なデータは持ち合わせていない。<br/>御指摘のとおり、社会にはデジタルコンテンツに関する記載がない。<br/>この点については確認する。</p>  |
| <p>会 長</p>                            | <p>その他に質問等はないか。</p>  |
| <p>委 員</p>                            | <p>「デジタル教科書は扱わない」ということだったが、音楽の「デジタル教科書では」という表記については修正が必要なのではないか。</p>   |
| <p>事務局<br/>(特別支援<br/>教育課担<br/>当者)</p> | <p>いただいた意見を踏まえて修正する。</p>   |
| <p>会 長</p>                            | <p>続いて、令和6年度知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している県立特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況について事務局から説明をお願いします。</p>  |
| <p>事務局<br/>(特別支援<br/>教育課担<br/>当者)</p> | <p>資料2を用いて、令和6年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部が使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書及び一般図書の選定状況について説明する。</p>   |
|                                       | <p>資料2の1ページを御覧いただきたい。<br/>まず初めに、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、これを絵本等の一般図書と呼んでいるが、この一般図書の使用について説明する。<br/>中ほどの表は、知的障害特別支援学校の小学部、中学部の各教科を示している。この表に示している各教科は、特別支援学校学習指導要領に示されている知的障害特別支援学校における各教科を指しており、小学校の学習指導要領の各教科とは指導目標及び指導内容が異なっている。小・中学部では、国語、算数、数学、生活、音楽については知的障害者用の著作教科書がある。その下の段の教科については、著作教科書が発行されていない。そのため市販の絵本等の一般図書を教科用図書として使用することができる。また、障害の状態が重い児童生徒で、上段の著作教科書を使用することが適当でない場合にも、この絵本等の一般図書を使用することができる。</p> <p>2ページを御覧いただきたい。<br/>教科書選定の観点及び調査研究の視点を示したものである。<br/>絵本等の一般図書は、各教科の目標を達成するための主たる教材として作成されたものではない。また、県立の特別支援学校は、知的障害特別支援学校の他に、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱等の障害種別になっており、視覚障害等と知的障害が重複している児童生徒が在籍している。<br/>そのため、ここに示す教科書選定の観点・視点で、絵本等の一般図書の調査研究を行い、児童生徒の障害の種類、程度、能力・特性及び発達段階に最もふさわしい内容の教科用図書を選定する必要がある。<br/>続いて、各校の選定状況について説明する。<br/>3ページを御覧いただきたい。</p> |

「令和6年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況」を示している。

左側に特別支援学校を障害種別ごとに掲載している。

文部科学省著作知的障害者用教科用図書については、表の○印で示しているとおり、すべての特別支援学校の小学部、中学部において選定している。

一般図書の選定状況については、小学部では219点、中学部では197点の一般図書を選定している。

4ページから、各校が選定した一般図書について、表にまとめている。小学部が4ページから、中学部が10ページからとなっている。

15ページを御覧いただきたい。

ここからは、各特別支援学校から提出のあった教科用図書選定理由書（抜粋）を用いて、具体的に説明する。本日は、5冊の図書について、実際にスクリーンに写しながら説明する。

先ほども申したように、絵本等の一般図書は、各教科の指導を目的として作られているわけではない。そのため、一般図書を選定する際には、表の真ん中の列、学習指導要領段階等の欄に、当該図書が学習指導要領の内容のどこに該当する図書なのかが分かるように、内容項目の番号を示すようにしている。

知的障害特別支援学校の例として、福山北特別支援学校中学部単一障害第3学年の選定理由書の抜粋を示している。

表の2行目、太枠を御覧いただきたい。職業・家庭の図書として、開隆堂出版の「職業・家庭たのしい職業科 わたしの夢につながる」という一般図書を選定している。

対応する学習指導要領の段階等については、中学部職業・家庭2段階、内容は職業分野「A職業生活」「B情報機器の活用」「C産業現場等における実習」である。

（スクリーン提示）選定理由として、「職業分野の指導内容である「A 職業生活」「B 情報機器の活用」「C 産業現場等における実習」について家庭生活や将来的な姿と照らし合わせてバランスよく学ぶことに適している。また、多くのページにおいてイラストや分かりやすい言葉で示してあり、生徒の実態に合っている。」としている。

続いて16ページを御覧いただきたい。

視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校についてである。

視覚障害と知的障害を併せ有する児童が在籍する重複障害の教育課程、第4学年の選定理由書の抜粋である。

表の太枠、図画工作の教科書として、福音館の「かがくのとも絵本 しんぶんしでつくろう」を選定している。

対応する学習指導要領の段階等については、小学部 図画工作2段階内容は、「A表現」である。

（スクリーン提示）選定理由として、「保有する様々な感覚を働かせて素材である新聞紙に触れ、扱う楽しさを伝えることができる。はさみ、のり、テープなどの道具を使うように促されており、身近な用具の正しい使い方を楽しみながら習得させることができる。」としている。視覚障害と知的障害を併せ有する児童が、触覚などを活用しながら楽しんで学習できると考えている。

17ページを御覧いただきたい。

聴覚障害特別支援学校である尾道特別支援学校についてである。聴覚障害と知的障害を併せ有する児童が在籍する重複障害の教育課程第4学年の選定理由書の抜粋である。

表の一番下、道徳の教科書として、金の星社の「おもいやりの絵本 みんなのきもちがわかるかな？」を選定している。

学習指導要領段階等として、小学校道徳科第3・4学年、内容は、「(6) 親切・思いやり」「(7) 感謝」「(11) 規則の尊重」としている。

(スクリーン提示) 選定理由として、「日常生活の中で、身近な人と関わる場面や身の回りの場所を使う場面を取り上げ、親切、思いやり、感謝、規則の尊重について学ぶことができる。相手の気持ちが、絵や吹き出しで描かれており、どんなときに、どんな心の動きがあるのか視覚的にも理解しやすい表現がされており、知的障害を伴う聴覚障害児童にとっても場面を理解しやすい内容となっている。見開きページに、色々な場面が絵と吹き出しで描かれているので、相手の気持ちや心情を読み取る活動を展開できる。」としている。

18ページを御覧いただきたい。

肢体不自由の特別支援学校である西条特別支援学校中学部第1学年の選定理由書の抜粋である。

表の2行目、太枠を御覧いただきたい。社会の教科書として、ひかりのくにの「マナーやルールがどんどんわかる！新装改訂版みぢかなマーク」を選定している。

対応する学習指導要領の内容項目は中学部社会1段階「ア 社会参加ときまり」「イ 公共施設と制度」「ウ 地域の安全」としている。

(スクリーン提示) 選定理由として、「イラストや写真で身近な施設の表示や企業のロゴ、商品の取り扱い表示が取り上げられており、興味・関心をひく内容となっている。またイラストによる登場人物のやりとりで、表示が使われる具体的な場面が示されているので、知的障害を併せ有する生徒も日常生活と結び付けて考えられ、自ら関心を持って学ぼうとする意欲をもたせやすい。」としている。

19ページを御覧いただきたい。

病弱特別支援学校である広島西特別支援学校小学部第5学年の選定理由書の抜粋である。

表の下から2行目、太枠を御覧いただきたい。保健の教科書として、ひかりのくにの「改訂新版体験を広げるこどものずかん9 からだとけんこう」を選定している。

対応する学習指導要領の内容項目は、小学部体育3段階「G 保健」である。

(スクリーン提示) 選定理由として、「目や耳、肺などのからだの各部位の名称と仕組み、働きについて、からだと食べ物の関係や動物との比較などさまざまな方向から解説されており、入院生活のなかで、自分のからだに健康について興味をもち、体調管理、衛生への関心を高めることができる。」としている。

以上、一般図書の選定状況及び選定理由である。

現在、各校の採択申請書及び選定理由書の点検を行っているところである。これで説明を終わる。

|            |   |
|------------|---|
| <p>会 長</p> | <p>それでは、ただ今の説明について、先ほど同様に、各学校が児童生徒の実態に応じて適切な教科書を採択しているか、という視点で、10分ほどグループで意見交換を行っていただく。</p> <p>&lt;グループに分かれて意見交換（10分）&gt;</p>  |
| <p>会 長</p> | <p>協議した内容について、グループから発表をお願いします。</p>  |
| <p>委 員</p> | <p>15ページの職業・家庭の真ん中の欄にABCがあり、選定理由のところにもABCが示されている。選定理由のABCは削除し、教科書のよさである「活動の手順や見通しが見つけやすいこと」「全国特別支援教育・知的障害教育研究会で十分研究されて作られていること」を示してはどうか。</p> <p>16ページについて、新聞という素材を使って、活動の意欲を引き出すことができるのが、この教科書のよさなので、そこを示すとよい。</p> <p>教科書を使って子供からの発想を引き出すことができるとよい。</p> <p>使用する本が古いので、検討が必要ではないかという意見が出た。</p>   |
| <p>委 員</p> | <p>19ページの保健について、大きく3点意見が出た。</p> <p>1点目は「体について詳細に書かれているが、ここまで詳細に書かれているものを選んだ意図はどういったところにあるのか」ということである。</p> <p>2点目は「掲載されているイラストが古い」ということである。例えば25ページにはダイヤル式の黒電話のイラストが載っているが、今の児童は分からないのではないか。</p> <p>3点目は「20ページに男の子のイラストの隣に臀部の写真が載っている。また、30ページ・31ページに男の子と女の子のイラストが載っている。これは、今の時代に合っていないのではないか。」ということである。</p> <p>以上3点について、検討が必要ではないか、という意見があった。</p> |
| <p>委 員</p> | <p>特別支援学校では、12年間を見通した系統的な選定を行っているという説明を聞いた。特別支援学級での、本人の実態に合わせて教科書を選定することとの視点の違いに驚きがあった。</p> <p>16ページには、小学部の児童は0と書いてあるが、「転入生を想定している」という説明をしていただいた。</p> <p>学習指導要領の内容を基に、幅広く学んでいけるように、という視点で選定しているという説明を聞き、納得した。</p>   |
| <p>委 員</p> | <p>資料の3ページ、中学部において生活の著作本を選定している学校があったので質問したところ、職業・家庭等において、小学部で使われている生活を中学部で選定している、という説明をしていただいた。</p> <p>16ページに「学習指導要領のAが示されているが、Bはないのか」と質問したところ、「この教科書を使用してAの内容を指導する。Bの「鑑賞」を指導しないというわけではない。」という説明をしていただいた。</p> <p>「マナーやルールがどんどんわかる！新装改訂版みぢかなマーク」については、内容が古いのではないか。</p> <p>16ページの図画工作について、選定理由のところに「身近な用具の正</p>                                    |



|                             |  |
|-----------------------------|--|
|                             | <p>しい使い方」とあるが、この本では正しい使い方までは分かりづらいので、「身近な用具を使って楽しみながら」という表現がよいのではないか、という意見があった。</p>                              |
| 会長                          | <p>今の質問等に、事務局から回答をお願いします。</p>  |
| 事務局<br>(特別支援<br>教育課担<br>当者) | <p>一般図書については文部科学省から一覧が出ており、その中から学校が選んでいるが、古いものを選んでいるのは、御指摘のとおりである。いただいた御意見を踏まえて改めて学校と連携し、再度検討するよう指導する。</p>       |
| 会長                          | <p>選定理由について、特徴を捉えたものにすること、使い方や指導する側の意図を明確に示し、なぜその図書をを選んだかが分かることが重要である。それらを再度検討していただきたい。</p>                      |
| 会長                          | <p>その他、質問・意見はないか。</p>  |
| 委員                          | <p>なし（全委員）。</p>  |
| 会長                          | <p>事務局においては、資料1と資料2について、意図がわかるようにするよう、再度学校に伝えていただきたい。一覧の中でも現代的なものを選ぶようにすることや、どう使いたいのかが分かるようにしていただきたい。それでよいか。</p> |
| 委員                          | <p>よい（全委員）。</p>  |
| 会長                          | <p>御了解いただいたものとする。<br/>以上で議事を終了する。これより、進行を事務局にお返しする。</p>  |